

基本計画変更案についての審議の進め方（案）

今回の基本計画の変更は、統計業務の不適切事案を受けてなされた総合的対策等を踏まえ、そこで提言された新たな取組の盛込みを、主たる目的として行うものです。そのため、以下のような観点で審議を進めていただくことを想定しています。

I 総論

総合的対策のステートメントごとに、

- ・どのような取組が求められているか
- ・基本計画において、どのように取り込んでいるか。

について、ステートメントのポイントと基本計画の変更案を俯瞰していただきます。

その上で、

- ① 取組を実行するに当たっての留意点
- ② 基本計画における記載ぶり

について御示唆・御意見をお示しいただきます。

（Ⅱ、Ⅲに該当する事項は、詳細をそちらに譲ります。したがって、基盤整備に関する事項が中心となります）

II 各論 ①

総合的品質管理（TQC）に関する事項について、

- ① 品質管理の取組の全体像
- ② 取組を実行するに当たっての留意点
- ③ 基本計画における記載ぶり

について御示唆・御意見をお示しいただきます。

III 各論 ②

総合的対策において、統計委員会の関与が示されている事項について、

- ① 統計委員会が関与するに当たっての留意点
- ② 基本計画における記載ぶり

について御示唆・御意見をお示しいただきます。

（注1）Ⅲの審議が終わった段階で、基本計画の「第1」部分（総括的記載の部分）等の確認をお願いします。

（注2）諮問と同じタイミングで開始するパブリックコメントの状況についても、随時情報提供いたします。